


支援策の名称	低所得のひとり親世帯への物価高騰支援給付金
支援の概要	食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける「低所得のひとり親世帯」に対し、扶養する児童の人数に応じた支援給付を行います。
対象となる方	<p>令和7年1月から3月までの全部またはいずれかの月において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている人で、次のいずれにも該当しない人</p> <p>（対象から除外する人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の全部を支給しないこととされている人 ・令和6年度しそ物価高騰支援給付金の支給対象となる人 ・令和6年度しそ物価高騰支援給付金の支給対象となる世帯に属する人 ・他市町村において、国の物価高騰対策のための重点支援地方交付金を活用した給付金を世帯主として受領した人 <p>※「国の物価高騰対策のための重点支援地方交付金」とは、令和6年11月22日付閣議決定された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」をいいます。</p>
支援の内容	<p>【給付額】</p> <p>児童扶養手当受給者 3万円 児童加算 対象児童1人あたり2万円</p>
手続き	<p>申請不要</p> <p>※給付金の支給に関する確認書による意向確認手続きを経て児童扶養手当受給口座へ給付します。</p>
お問い合わせ	健康福祉部 子育て支援課 0790-63-3176

令和7年度主要施策に係る説明書（抜粋）

単位：千円

所管課	保健福祉課	事業名	少子化対策(妊婦健康診査費等助成)事業				新規・継続・拡充の別	拡充	予算書頁			
会計名	一般会計	科目名等	4-1-2 母子衛生費	対象者 (受益)	具体名 人数等	①妊婦、②多胎妊婦、③低所得妊婦 ①155人、②1人、③10人						
総合計画の施策体系	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	予算額等		財源内訳					R7年度当初予算の内訳		
	基本施策	【15】子育て支援の充実			国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
	個別施策	①子育て支援の充実	R7 当初予算	13,427	62	0	0	0	0	13,365	需用費	136
事業目的	対象妊婦に健康診査費や初回産科受診料を助成することで、妊婦の経済的負担の軽減を図る。		R6 当初予算	13,359	0	0	0	0	0	13,359	補助金	13,291
			対前年度増減	68	62	0	0	0	0	6		
			R5 決算	11,368	0	0	0	0	0	11,368		
事業内容												
【事業期間中の事業内容】			事業期間:	R7 ~	【R7 事業内容】							
<p>国において、こどもまんなか社会の実現に向け、こども未来戦略や少子化対策加速化プランが策定された。宍粟市でも最重要課題であり重点戦略である「産み育てる」少子化対策に取り組む。</p> <p>1 宍粟市妊婦健康診査費助成事業</p> <p>2 宍粟市多胎妊婦健康診査費助成事業</p> <p>3 宍粟市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業</p>					<p>1 宍粟市妊婦健康診査費助成事業の助成上限額の引き上げ(拡充) 13,141千円 妊婦健康診査(規則で定めるものに限る。妊娠全期を通じて14回まで)に要する費用を助成する。助成の上限額を9万3千円から10万8千円に引き上げる。</p> <p>2 宍粟市多胎妊婦健康診査費助成事業の創設(新規) 50千円 上記1の助成(14回まで)に加え、多胎妊婦1人当たり上限額5万円を助成する。 (14回を超えて行われた妊婦健康診査1回当たり1万円を上限とし、多胎妊婦1人当たり5回を限度とし助成する。)</p> <p>3 宍粟市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業の創設(新規) 100千円 産科医療機関における妊娠判定を受けるための初回の受診(診察・血液検査等)は、上記1の検査に含まれず、保険適用外で全額自己負担となっている。低所得の妊婦が初回の受診を差し控えることがないように、受診1回1万円を上限に助成する。</p>							
事業に係る目標 (数値目標)	望ましい基準の受診割合:100%				【事業効果】 妊婦健康診査及び低所得の妊婦に対する初回産科受診で、妊婦に自己負担が生じないように助成制度を創設・拡充することで、妊婦がより							
目標数値の進捗率 (継続・拡充事業の場合)	—		健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられる環境を整えることで、妊婦の健康管理の充実を図る。									

令和7年度主な事業の一覧（抜粋）

単位：千円

所管課	保健福祉課・子育て支援課	事業名	産後ケア事業					予算書頁	事業概要
会計名	一般会計	科目名等	3-2-7 少子化対策事業費	新規・継続・拡充の別			拡充	母子保健法及び国庫補助金実施要綱に基き、宍粟市の産後ケアの事業内容を拡充（産後期間・対象規定・事業内容・減免制度）し事業を実施する。 【拡充の内容】 ・対象期間を4か月未満から1年以下に延長 ・対象規定から「家族等の支援の有無」を削除 ・事業内容に訪問型を追加 ・減免対象を生活保護世帯のみから住民税非課税世帯及びその他一般世帯とする。	
総合計画の施策体系	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり			事業期間		R7～		
	基本施策	【15】子育て支援の充実			対象者（受益）	具体名	産後1年以下の母子		
	個別施策	①子育て支援の充実				人数等	約170組		
予算額等		財源内訳					R7年度当初予算の内訳		
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R7 当初予算	1,244	605	302	0	45	0	292	委託料	1,244
R6 当初予算	644	294	0	0	56	0	294		
対前年度増減	600	311	302	0	△11	0	△2		
R5 決算	110	50	0	0	10	0	50		